

令和5年度 公益社団法人

かすみがうら市シルバー人材センター事業計画について

I、概 況

我が国においては、少子高齢化と人口減少社会の中で、社会の活力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、働く意欲のある高齢者がその経験と能力を生かして生涯現役で活躍できる社会の実現が求められており、その受け皿としての役割を持つシルバー人材センターへの期待も大きくなっております。

シルバー人材センターでは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減等に貢献しているところです。

このような中、全国シルバー人材センター事業協会では、平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とする「第二次会員100万人達成計画」に基づき、各都道府県シルバー人材センター連合会や各市町村シルバー人材センターとともに、目標達成に向けて取り組んでいるところです。

当センターにおいても、新規会員の加入、及び就業先の開拓・拡大が最重要課題と捉え引き続き公共、民間ともに受注拡大を図るとともに、特に就業会員が減少傾向にある草刈りや、庭木の剪定などの専門的な職種を担う後継者の育成に努めます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済の停滞や、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする制度改正なども影響して、全国的に新規加入会員数は伸び悩んでいる現状であります。

さらに、今年10月に施行される消費税制度の適格請求書等保存方式、いわゆる「インボイス制度」が導入されるなど、シルバー人材センターに与える新たな税負担は運営上の大きな課題となり、的確に対応していく必要があります。

当センターでは、これからも高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、社会的インフラとしての一端を担い、地域社会の活性化に貢献してまいります。

II、基本方針

- 1) 会員の拡大、及び資質の向上
- 2) 就業開拓及び就業率の向上
- 3) 組織基盤の強化と就業意欲の促進
- 4) 安全・適正就業の推進
- 5) 一般労働者派遣事業の促進
- 6) 家事援助サービスの促進
- 7) 空家対策の促進
- 8) 財政基盤の強化と健全な法人運営

III、事業計画内容

- 1) 会員の拡大、及び資質の向上
 - ・ 毎月開催している入会説明会に加えて「啓発用パンフレットの全戸配布」、「ホーム

ページ」の活用により会員拡大に努めます。

- ・ 会員のスキルアップを図り、顧客の満足度を上げるため、各種講習会を開催します。あわせて、草刈りや植木の剪定などの専門的な職種を担う後継者の育成に努めます。
- ・ ハローワーク等と連携を図りながら、広報媒体などを活用して会員拡大に努めます。

2) 就業開拓及び就業率の向上

- ・ 当センターの広報紙シルバーだより「かすみがうら」や、啓発用パンフレットの市内全戸配布によるセンター事業の普及啓蒙活動を実施し、就業先の開拓、提供に努めます。
- ・ 計画的なワークシェアリングにより、就業の分かち合いや、ローテーション等による適正な就業と、公平な就業機会の確保に努めます。
- ・ ホームページに就職情報を掲載し、就業機会の拡大を図ります。
- ・ 役職員等による民間企業への個別訪問等による新規開拓に取り組みます。

3) 組織基盤の強化と就業意欲の促進

- ・ 植木班・除草班等のリーダー会議を開催し、就業上の諸問題等について協議し円滑な体制づくりに努めます。
- ・ 専門的な職種（草刈、庭木の剪定）を担う会員の拡充に努めます。
- ・ 地域班長会議を開催し、班運営上の諸問題について協議し、地域班の充実強化と円滑な運営を図ります。

4) 安全・適正就業の推進

- ・ 安全衛生委員による巡回パトロールを定期的実施し、飛石事故削減、熱中症予防対策等の徹底と安全就業確保に努めます。
- ・ 安全対策、適正就業に係わる剪定講習や、用具の安全使用に係わる研修会を実施し、会員の知識・技能安全対策の向上に寄与する。
- ・ 地区懇談会において会員の交通安全に対する認識や、健康増進を図るための健康教室や交通安全教室を開催します。
- ・ 施設管理従事者懇談会を行い、就業における諸問題等について話し合い対策を検討し、集約した対策案を行政に上申し、市民サービスの向上に寄与する。
- ・ 「適正就業ガイドライン」に即した事業運営に努めます。

5) 一般労働者派遣事業の促進

- ・ 平成27年の派遣法改正に伴い、指揮命令を伴う業務や就業先の従業員と混在して行う業務については、派遣事業への切り替えと就業時間の拡大を図り事業拡大に努めます。

6) 家事援助サービスの促進

- ・ 本市の高齢者福祉サービスの一環として実施している、高齢者のみの世帯及び高齢者のひとり暮らし世帯を対象とした軽度支援事業で、屋内清掃・敷地の除草作業を実施します。

7) 空家等の適正な管理

- ・ 空家問題の解決に向けた取り組みとして、本市と当センターとの協定に基づき市内の空家等が管理不全となることを未然に防止するとともに、良好な生活環境の保全に寄与します。

8) 財政基盤の強化と健全な法人運営

- ・ 公益社団法人としての関係法令等を遵守し、効率的で効果的な運営に努めます。

令和5年10月から導入予定の適格請求書等保存方式「インボイス制度」については、実施後6年間は一定割合を控除可能な経過措置が設けられていますが、新たな負担となり運営上の大きな課題となりますが、関係各位のご理解とご協力を得られるよう取組んでまいります。